

広島県告示第四百五十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第五十五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十六年広島県告示第三百七十四号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成三十年六月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成三十年五月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成三十年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
小型合併漁業浦崎区 域 （浦島漁業協同組合の地区のうち、旧浦島漁業協同組合の尾道市百島町及び旧松永漁業協同組合の地区を除く地区）	<p>一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として小型機船底びき網を使用して営む漁業</p> <p>二 満越地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業</p> <p>三 満越地区を除く地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業</p> <p>四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業</p>	小型合併漁業浦崎区 域 （浦島漁業協同組合の地区のうち、旧浦島漁業協同組合の尾道市百島町及び旧松永漁業協同組合の地区を除く地区）	<p>一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として小型機船底びき網を使用して営む漁業</p> <p>二 満越地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業</p> <p>三 満越地区で総トン数一〇トン未満の漁船漁業と小型定置漁業を併せて営む漁業</p> <p>四 満越地区を除く地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業</p> <p>五 一〜四に掲げる漁業以外の漁業</p>

<p>小型合併漁業松永区 域 (浦島漁業協同組合 の地区のうち、旧松 永漁業協同組合の地 区)</p>	<p>小型合併漁業百島区 域 (浦島漁業協同組合 の地区のうち、旧浦 島漁業協同組合の尾 道市浦崎町、福山市 松永町及び旧松永漁 業協同組合の地区を 除く地区)</p>		
<p>二 一に掲げる漁業 以外の漁業</p>	<p>一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業</p>	<p>二 一に掲げる漁業 以外の漁業</p>	<p>一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業</p>
<p>小型合併漁業松永区 域 (浦島漁業協同組合 の地区のうち、旧松 永漁業協同組合の地 区)</p>	<p>小型合併漁業百島区 域 (浦島漁業協同組合 の地区のうち、旧浦 島漁業協同組合の尾 道市浦崎町、福山市 松永町及び旧松永漁 業協同組合の地区を 除く地区)</p>		
<p>二 一に掲げる漁業 以外の漁業</p>	<p>一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業</p>	<p>二 一に掲げる漁業 以外の漁業</p>	<p>一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業</p>